

# 民商だより

川越・東松山民主商工会 2020年5月20日 NO.16

川越市小仙波町 3-15-5 TEL049-222-4344 FAX 049-225-0340

民商の新ホームページ <http://www.kawagoehigasimatuyama.org/>

## 雇用調整助成金の書類手続き簡素化、ネット申請も

**4～6月は雇用保険未加入者も対象 休業要請対象業種には100%補償**

コロナウイルスの影響により収入が減り、会社が従業員やパートを休ませ、休業手当を支払った場合に、国がその支払った休業手当を補助する雇用調整助成金。その申請手続き書類が19日、2回目の簡素化となりました。前回の変更よりも提出書類が圧倒的に減り、「簡単に申請できる」ようになりました。

4～6月の特例期間では、雇用保険に加入していないパートやバイト、日雇い労働者も助成対象になっています。助成額も1日8,330円から15,000円に上限が変更されます。100%支給で94%の補助。休業要請対象業種は100%補助です。

店を休んでいる、時間短縮で早く帰らせたなどで休業手当を支払った分が受給されます。

### 【4/1～6/30までの特例期間の申請条件】

- コロナウイルスの影響を受けていること
- 前年同月、もしくは前々年同月、もしくは前年同月～前々月と比べ売上5%以上減
- 雇用保険、もしくは労災保険に加入していること  
(週20時間以内で働く方の労災保険、20時間以上の雇用保険加入は、民商の事務組合で、遡って入ることができます。)
- 従業員の休業が、1日まるまるの休業、もしくは1時間単位での休業(通常の勤務より1時間単位で労働時間を減らした)場合

### 【4/1～6/30までの特例期間での、5/19書類簡素化後の提出書類】

- 申請書 6種類 → 3種類に緩和
- 比較となる月の売上がわかる書類(売上帳簿、レジ集計表など)
- 休業させた日や時間がわかる書類(タイムカード、出勤簿、シフト表など)
- 休業手当や賃金の額がわかる書類(賃金台帳、給与明細の控えの控えなど)
- 本人以外の役員がいる場合の役員名簿(個人事業主は不要)

- ×労働条件通知書、給与規定、就業規則など = 提出不要
- ×休業協定書(労使協定の確認書) = 提出不要
- ×労働者代表選任届(労使協定での代表者選出) = 提出不要
- ×労働者名簿(労使協定の確認書類) = 提出不要

### 現在5名の会員さんが民商事務所で申請中 従業員も商売も守ろう

申請書類が簡素化する前に提出し、申請が受理されなかった居酒屋の会員さんも、「これなら自分にもできそう」と意欲に燃えています。

ただ、申請に添付する給与明細で、残業代(通常の1.25倍)、10時以降の深夜営業代(1.25倍)、深夜営業での残業代(1.5倍)など、給与明細に項目が分かれていないためハローワークで不受理となっているケースが多く聞かれます。

20日からは、ネットでのオンライン申請も可能となります。申請書類は簡素化されましたが、しっかりとした準備は必要です。

会社と従業員とでしっかり話し合っ、従業員と家族の生活を守るため、そして商売を守るため、コロナが終息した後もみんなが気持ちよく働けるため、休業補償額などのルールを納得できるまで決めることが必要です。

民商で雇用調整助成金申請を進めて、商売を守りましょう。

## 川越市内に店があり、持続化給付金の対象外の業者への支援金 川越市 中小企業事業継続緊急支援金について

今年2月～5月の売上の内、前年同月比1カ月での売上が15%以上50%未満の減少となった、川越市内に事務所、事業所を有する中小業者に対して、10万円の支援金が始まりました。

5/18から6/30までの申請期限です。予算が決まっているので、約5000社で打ち切りになります。早い者勝ちになります。

### 【支給対象要件】

- 本社や納税地は県内、県外問わず別でもいいので、川越市内に事務所・事業所・店などがある中小業者であること
- 3カ月以上、川越市内で営業していること
- 2月～5月で売上が前年同月比15%以上～50%未満の減少があること
- 1月から申請月まで、国の持続化給付金を受けられる売上50%減になっていない

### 必要書類

- 申請書 3種類
- 確定申告書控え
- 法人概況説明書・個人の青色決算書・個人の白色収支内訳書のどれか
- 市内で3か月以上営業していることがわかる書類(個人の開業届・営業許可書・賃貸契約書写し・土地家屋評価証明・公共料金の支払い明細の控えなど)
- 判定となる今年の2月～5月の売上のわかる書類
- 振込先の通帳

### 【申請期限・申請方法】

- 6/30まで 予算金額の終了次第打ち切り
- インターネットもしくは郵送
- 申請書が届いてから約1週間で振込

**本社が東京などのチェーン店なども対象になっています。  
中小規模ならば、全国展開しているチェーン店も対象になっています。  
6月以降で売上が半減すれば、持続化給付金も受けることができます。**

**対象の方、早めの手続きを!**

## 国民健康保険税の減免申請が出来ます

- 売上が前年度と比べ、30%以上下がる見込みであること
  - 売上減少はコロナウイルスによる影響であること
- 「減免申請」なので、自分から申請しないと減免になりません。前年の所得が300万以下の場合、全額免除になる可能性があります。介護保険、後期高齢者医療制度も減免になります。詳しくは右の民商公式LINE、新しい民商HPでも紹介します。